

判決年月日	平成 2 0 年 5 月 2 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 9 年（行ケ）第 1 0 4 1 1 号		
○ 上段に「トリートメントチャージ」と表記し下段に「T R E A T M E N T C H A R G E」と表記した商標と，上段に「C H A R G E」と表記し下段に「チャージ」と表記した商標等が類似するとされた事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

本件は、被告が有する「上段に『トリートメントチャージ』と表記し下段に『T R E A T M E N T C H A R G E』と表記した商標」(本件商標)について、原告が商標登録の無効審判請求をしたところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

主な争点は、本件商標が、原告の有する「上段に『C H A R G E』と表記し下段に『チャージ』と表記した商標」(引用商標1)及び「上部に『C h a r g e』と大きく表記し、その左上に小さく『チャージ』と表記し、下部に図形を配した商標」(引用商標2)と類似し、商標法4条1項11号により登録を受けることができないものであるかどうかである。

本判決は、本件商標が、「トリートメント」と「チャージ」、「T R E A T M E N T」と「C H A R G E」に分離して印象されるかどうかについて検討し、「・ 本件商標のうち上段の『トリートメントチャージ』の部分は、『トリートメントチャージ』と、間隔を空けずに同一書体、同一の大きさを表記されている。しかし、...『トリートメント』と『チャージ』は、別個の意義を有する言葉であって、『トリートメントチャージ』という一つの言葉が存するわけではないから、本件商標のうち『トリートメントチャージ』の部分は、『トリートメント』と『チャージ』に分離して認識されるというべきである。また、本件商標のうち『トリートメントチャージ』の部分が11音から成っていることからすると、常に一連のものとして称呼されるということもできない。・ 一方、本件商標のうち『T R E A T M E N T C H A R G E』の部分は、同一書体、同一の大きさを表記されているものの、『T R E A T M E N T』と『C H A R G E』の間に間隔が空いており、...『T R E A T M E N T』と『C H A R G E』は別個の意義を有する言葉であって、『T R E A T M E N T C H A R G E』という一つの言葉が存するわけではないことからすると、本件商標のうち『T R E A T M E N T C H A R G E』の部分は、『T R E A T M E N T』と『C H A R G E』に分離して認識されるというべきである。また、本件商標のうち『T R E A T M E N T C H A R G E』の部分が15音から成っていることからすると、常に一連のものとして称呼されるということもできない。・ したがって、本件商標は、『トリートメント』と『チャージ』、『T R E A T M E N T』と『C H A R G E』に分離して印象されるものであって、全体を一連、一体の商標として把握することができるというものではな

い。」と判示した。

そして、本判決は、「本件商標と引用商標 1 及び 2 とは、外観において『チャージ』及び『CHARGE』又は『Charge』の文字を含む点が共通しており、称呼においても『チャージ』の称呼を生ずる点が共通している。また觀念においても...共通しているといえることができる。このように、本件商標は、外観、呼称及び觀念において引用商標 1 及び 2 と共通しているのであるから、本件商標は引用商標 1 及び 2 と類似するものと認められる。」と判示し、本件商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当しないとした審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。